

令和8年度 第2回 仙台市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 議事録

1 日時 令和8年7月14日（火）午後6時30分～午後8時15分

2 場所 EARTH BLUE 仙台勾当台ビル8階 会議室1

3 出席者

[地域福祉専門分科会委員] 12名（委員定数18名）

青木ユカリ委員 阿部重樹委員 阿部裕二委員 伊丹さち子委員 小川登委員
佐々木洋委員 庄子清典委員 中田年哉委員 村山くみ委員 谷津尚美委員
渡邊純一委員 渡邊礼子委員 （五十音順）

※欠席委員：大内修道委員、高野章子委員、立岡学委員、釣舟晴一委員、
傳野貞雄委員、三浦啓伸委員

[事務局]

○健康福祉局 大槻地域福祉部長 大友総務課長
鈴木ケアラー支援推進担当課長 高橋社会課長
伊藤保護自立支援課長 永廣障害企画課長
加藤障害者支援課長 小笠原高齢企画課長
内藤地域包括ケア推進課長
○こども若者局 木明総務課長

[オブザーバー]

○仙台市社会福祉協議会より3名

4 次第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議事
 - ①こどもいけん広場の意見聴取結果について
 - ②「(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン2027」骨子案について
- (4) 閉会

5 内容

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 出席状況の報告
 - ・ 6名の委員が都合により欠席される旨を報告
 - ・ 過半数の委員の出席により、定足数を満たしていることを報告

(4) 議事

- ・ 議事録署名人は、会長と、他 1 名については青木ユカリ委員に依頼→青木委員承諾

議事 1 こどもいけん広場の意見聴取結果について

○社会課長

＜資料 1－1 資料 1－2 参考資料 1 に基づいて説明＞

＜質疑応答＞

○阿部会長

事務局からの説明について、ご質問やご意見があればお願いしたい。

○村山委員

こどもいけん広場アウトリーチ型意見聴取結果について、対象となった「こどもの居場所」が何か所であったのか、また半構造化インタビューは個別に実施したものか確認したい。あわせて、資料 1-2 の 3 ページの小学 5 年生 No. 8、No. 9 及び 4 ページの小学 6 年生 No. 12、No. 13 について、一部回答内容が同一となっているが、実際に同じ回答があったものか、あるいは記載上の誤りか確認したい。

○社会課長

依頼した団体が運営している 2 か所を対象として聞き取りを実施した。インタビューは基本的に個別に実施しており、日頃からこどもに関わっているスタッフが自然な会話の中で質問を重ねながら、こどもの考えを引き出して聴取をしたもの。また、類似した回答が見られる箇所については、それぞれ別の回答であり、聴取内容を基に団体のスタッフが整理・記載したため、結果として同様の表現になったものである。

○伊丹委員

資料 1-1 の 4 ページの設問 3-2 について、回答数は少ないものの、「部活や習い事、塾等で忙しかったから」という回答が見られなかった点が印象的だった。地域包括支援センターで実施している多世代交流事業でも、こどもの参加が少ない理由として保護者から同様の説明を受けることがあるが、本調査結果を見ると、必ずしもそうした理由ばかりではない可能性があると感じた。以上、感想として申し上げる。

議事 2 「(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン 2027」骨子案について

○社会課長

＜参考資料 2 資料 2 に基づいて説明＞

<質疑応答>

○阿部会長

ただいま説明のあった「(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン 2027」骨子案について、ご質問やご意見があればお願いしたい。

○青木委員

資料2の6ページ、施策の方向(1)の現状や課題について、「コロナ禍を経て市民の意識がさらに低下している」との記載があるが、現状では低下した状態が続いているだけではなく、その状況から地域のつながりを回復しようとする動きや、活動が活性化している兆しも見られるのではないかという印象を持った。計画に記載する文章については、現状を踏まえつつも、そのような上向きの動きや変化についても表現に加えることが可能であれば検討していただきたい。

○阿部会長

支えあいに対する市民の意識がさらにコロナ禍で低下しているとの記載について、低下しているという一つの方向性のみの記載に受け取られるのではないかということである。青木委員としては、回復してきている面や新しい意識の芽生えもあるのではないかとの認識であり、波高的というのでしょうか、波打ちながら傾向が生じているような表現も考えられるのではないかというご意見であるが、事務局としてはいかがか。

○社会課長

昨年度実施した市民意識調査の結果を踏まえて記載したものであり、支え合いのために日頃の交流が大切と考える市民の割合が前回調査より低下している状況を反映している。一方で、個別には、青木委員から指摘のあったような上向きの動きがあることは認識しており、表現については検討したい。

○阿部会長

調査結果に基づく記載であることは理解した。計画本文を作成する際には、そのような根拠を示しながら、基本的な傾向としてはその方向にあることを記載しつつ、一方でそれとは異なる動きや兆しも見られるというような表現が可能であれば、検討していただきたい。

○渡邊委員

7ページの「(3) 誰もが暮らしやすい生活環境づくり」について、現状と課題の1つ目の項目について、「障害や介護が必要など」という記載があるが、障害や介護が必要な人や家族、家庭のいずれを指すのかが分かりにくく、対象が明確になっていないように感じた。

また、4つ目の項目で、「障害の特性により」で始まる文章について、現行と同じ文章だと思うが、この間、情報アクセシビリティに関する法整備や障害者権利条約に関連した動きなどもあり、障害のある人への情報保障に関する考え方は進展してきている。「障害の特性により」という表現は、障害のある

本人側に要因があるようにも受け取られるため、情報が届きにくい状況へ配慮する必要があるのではなく、適正な情報提供の方法を確保する必要があるという視点で表現をした方が望ましいのではないかと考える。

また、これに関連して、「方向性」に記載されている「情報アクセシビリティの向上を図ります」という表現についても、「向上を図る」というのは、ニュアンス的に弱く感じるため、「情報アクセシビリティの確保の支援を進めます」といった表現の方が、現在の考え方や状況に合っているのではないかと考える。

○阿部会長

3点のご指摘について、事務局としていかがか。

○社会課長

まず1点目と2点目の表現に関するご意見につきましては、事務局において、わかりやすく正確な表現になるよう整理・検討してまいりたい。3点目につきましては、障害企画課長よりコメントいただきたい。

○障害企画課長

近年、国においても情報アクセシビリティの確保や意思疎通支援に関する施策が進められており、令和7年には手話に関する施策の推進に関する法律が制定されるなど、手話をはじめとした多様な情報伝達に関する取組が示されている。これらは福祉分野に限らず、教育など幅広い分野を対象としている。

また、仙台市においても意思疎通支援に関するさまざまな施策を進めているところであり、こうした国の動向や本市の取組を踏まえ、本計画にも位置付けていくことが望ましいと考える。

○阿部会長

特に3点目は、障害企画課と連携を図りながら、すでに仙台市が進めている意思疎通支援の取組が積極的に位置づけられるような記載についてご検討いただきたい。

○佐々木委員

社会福祉法の改正により、市町村地域福祉計画には保健医療や教育に関する事項など、新たに盛り込むべき項目が示されている。そのため、今後、方向性や施策を検討していくに当たっては、こうした法改正の趣旨や追加された項目を意識しながら、具体的な施策や取組について記載していくことが必要ではないかと考える。

○社会課長

今般の社会福祉法の改正により、防災に関する事項をはじめ、新たに地域福祉計画に盛り込むべきとする内容が示されている。今後の素案・中間案策定に向けては、盛り込むべき内容を漏れなく反映できるよう進めてまいりたい。

○阿部会長

事務局においてもその趣旨を踏まえながら検討を進めており、今後、素案の中で分科会に示していくとのことである。佐々木委員、よろしいでしょうか。貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。それでは、ほかにご意見、ご質問等はいかがか。引き続きお願いしたい。

○谷津委員

発言の前に1点質問したい。基本理念の「ともに生き、支えあうまち」というのは、なぜこの言葉になったのかを教えていただきたい。

○社会課長

本計画では、包括的な支援体制の整備を推進することにより、地域共生社会の実現を目指すことを基本的な方向性としている。その考え方を踏まえ、誰もが安心して暮らし続けるために、属性にかかわらず、地域に暮らすすべての人が支える側・支えられる側と分け隔てなく、互いに支え合いながら地域づくりを進めていくことを基本理念とし「ともに生き、支え合うまち」を掲げている。

○谷津委員

「せんだい支えあいのまち推進プラン」として市民に理解や共感を得ていくためには、国の方針に基づくものというだけでなく、市民にプランの必要性が伝わる記載があるとよいのではないかと考える。その点で、仙台市は東日本大震災を経験しており、その経験は大きな意味を持つと思う。震災時、地域とのつながりがあった障害のある方は地域の避難所へ避難できた一方で、地域とのつながりの薄かった方の中には、自宅にとどまったり親戚宅へ避難したりするなど、地域に助けを求めようと思えない方々とも数多く出会ってきた。そうした経験を踏まえながら、仙台だからこそ「ともに生き、支え合うまち」を目指していく必要があるという趣旨がどこかに盛り込まれると、市民の理解や納得感がより得られるのではないかと。

7ページにある「気軽に参加できる開かれた居場所づくりを推進します」という記載について、先ほどのこどもの意見からも、居場所の必要性は共通して認識されていると感じた。「ともに生き、支え合うまち」を実現するうえで、居場所づくりは重要なキーワードになるのではないと思う。

また、世代を超えて気軽に集える場があることが望ましいと考えている。一方で、これまでの取組内容を見ると、こども、高齢者など対象者ごとに、それぞれの部局が居場所づくりを進めている印象を受けている。予算の関係もあるかもしれないが、部局横断的な連携や実施が進むことで、より参加しやすい場づくりにつながるのではないかと考える。

例えば、地域では子ども会の行事にはこどもが集まる一方で、町内会の行事には参加が少ない場合もある。子ども会と町内会が連携して事業を実施することで、世代を超えた交流や参加の広がりが期待できるのではないかと。仙台市の部局から仕掛けを作っていただけるとよいのではと思った。

保護司の立場からすると、再犯防止推進については、国の制度や法整備を踏まえて位置付けられているものと理解しているが、罪を犯した人が再び罪を起こさないようにするという視点だけでなく、そもそも犯罪を生まない地域づくりという視点も重要ではないかと考える。

20 ページの「(4) 被害者支援、地域の安全安心の推進」において、「犯罪が起きにくい環境づくりを進めます」と記載されており、その趣旨は示されていると感じた。一方で、なぜ犯罪に至るのかという背景には、孤立や居場所の不足、困難な家庭環境などの課題がある場合も少なくないと思う。

また、こどもの意見にもあったように、自分の話を聞いてくれる大人の存在や安心して過ごせる居場所があることは、犯罪の予防にもつながる重要な取組であると考えます。そのため、「犯罪が起きにくい環境づくり」の中には、予防の視点を含めた文言を取り入れていただけるとよいのではないかと思います。

こどもの意見の聴取については、今回このような形で示していただいたことは意義があると感じました。一方で、意見を聴取する際には、男女の構成や年齢層に加え、障害のあるこどもをはじめとする多様な立場のこどもの意見が反映されるように、考慮して聴取を実施いただければと思います。

○阿部会長

4 点目のこどもの意見聴取については、今後さらにこどもの意見を積極的に把握していく必要があり、その際には、先ほどご指摘いただいたような視点も踏まえながら、アンケート等の手法について検討していくことが必要ではないかというご提案として受け止めた。

また、3 点目の再犯防止に関するご意見については、再犯防止そのものに加え、犯罪の予防の視点についても、計画の中でより明確に表現してはどうかというご意見であった。

さらに、1 点目の基本理念に関するご意見については、3 ページに記載されている基本理念がどのような経緯や考え方から導き出され、次期計画に継承されているのかについて、市民にとってより理解しやすく、納得感のある形で示した方がよいのではないかという趣旨であったと受け止めている。事務局からは地域共生社会の実現という観点で説明いただいたが、市町村地域福祉計画は従前から策定されてきた経緯があり、仙台市においては東日本大震災の経験も含めた歴史的背景がある。そのような経過を踏まえたうえで、地域共生社会の実現という新たな理念がどのように位置付けられているのかが伝わる構成であると、より分かりやすくなるのではないかというご意見であった。

また、気軽に参加できる居場所づくりについては、地域福祉計画が高齢者福祉、障害福祉、こども・子育て分野などの個別計画を横断する役割を持つことを踏まえ、部局横断的な取組がより見える形になるとよいのではないかというご提案であった。特に 7 ページの「気軽に参加できる居場所づくり」の部分において、そのような視点が示されてもよいのではないかというご意見であったと思う。

以上の点について、事務局からご意見をお願いしたい。

○社会課長

まず、基本理念の背景についてである。現行計画においても、基本的な考え方やこれまでの計画の経緯について記載しているところであり、ご意見のあった東日本大震災の経験なども含め、本計画で掲げる「ともに生き、支え合うまち」という基本理念に込めた考え方や経緯が伝わるよう、記載内容を検討してまいりたい。

次に、「気軽に参加できる開かれた居場所づくり」についてである。委員ご指摘のとおり、各部局においてさまざまな取組を進めているほか、社会福祉協議会やこども財団などにおいても、居場所づくりや多世代交流に関する事業が実施されている。いずれも特定の対象者に限らず、多様な人が集い交流で

きる場づくりを目的としていることから、部局横断的な取組の視点についても意識しながら検討してまいりたい。

また、再犯防止に関しては、居場所や地域とのつながりが犯罪の予防にも寄与するのではないかとのご意見をいただいた。再犯防止だけでなく、予防の視点からも孤立を防ぎ、つながりを維持していくことは重要であると考えているため、今後の素案や中間案の作成に当たり、どのような形で表現できるか整理してまいりたい。

さらに、こどもの意見聴取については、今回はこども財団の「こどもいけん広場」を活用して実施したものであるため、登録しているこどもを対象としており、対象者の広がりには限りがある。一方で、こども若者プランの策定にあたって実施したアンケートは、広くこどもの意見を聴取したもので、今回の本計画の策定にあたって参考としているところである。既存の調査や意見聴取の結果も活用しながら、幅広いこどもの意見を計画に反映できるよう取り組んでまいりたい。

○阿部会長

本日いただいたご意見については、事務局で今後、素案や中間案を作成していく過程で、必要に応じてご意見をいただいた委員の皆様に対し、このような記載で良いかといった確認をお願いしていただければと思う。また、委員の皆様におかれても、事務局から意見照会等があった際にはご協力をお願いしたい。それぞれの委員がさまざまな思いを持って発言されていることから、その趣旨がどの程度反映されているかを確認しながら、丁寧に対応いただければと思う。

それでは、引き続きご意見、ご質問等があればお願いしたい。

○伊丹委員

全体を通して、内容がよく整理されており、表現も柔らかくなっていて大変良いと感じた。特に基本的方向2の「地域の良さを生かした」という文言が良いと感じた。これが実現できれば、多くの人にとって暮らしやすい地域づくりにつながるのではないかなと思う。そのためには、今後、それぞれの課題に対してどのような具体的な取組を進めていくのかが重要になると感じている。

その中で、一つ気になった点として、経済的困窮への対応がある。12ページの「(3) 複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり」において、「既存制度の枠組みに当てはまらない生活課題を抱えている場合など、制度のはざまをつくらないように支援体制を構築する必要がある。」と記載されているが、実際の地域包括支援センターの支援の現場において、この部分が非常に難しい課題となっている。

例えば、生活保護などの制度の対象となる方には一定の支援策がある一方で、制度の対象には至らないものの経済的な困難を抱えている方への支援は難しい。そうした制度のはざまにある方々をどのように支援していくのか、次の具体的な施策を検討する際には、盛り込まれると良いのではないかなと思う。全体としては非常によくまとまっていると感じた。

○阿部会長

全体としては、前向きな評価をいただいた。そのうえで、制度のはざまにある方々への支援、具体的にどのような支援策を想定しているのかというご質問であった。事務局としていかがか。

○社会課長

仙台市では、重層的支援体制整備事業を進めており、各分野がそれぞれの制度や支援の枠組みを持ちながらも、その枠を可能な限り広げ、分野間で重なり合う部分を拡充していき、はざまを作らない支援体制を構築していくという考え方のもとで取り組んでいる。

また、本市では「つながる会議」を実施し、複合的な課題を抱える方への支援に向けて、各分野の支援関係者が集まり、支援の方向性を検討する取組を現在も進めているところである。

○阿部会長

制度のはざまへの対応については、仙台市社会福祉協議会としてもお考えがあると思う。参考までに、佐々木委員のご意見をお聞かせいただければと思うが、いかがか。

○佐々木委員

福祉サービスは、どちらかというと対象者の要件や、できること・できないことがはっきりしている。はざまを作らないためには制度をつくることや制度を広げていくことが重要になるが、常に実現できるとは限らないことから、支援する人同士が束になって、それぞれの得意分野を生かしながら支援し、チームとして対応していくアプローチが大切であると考えている。

仙台市社会福祉協議会においても、「つながる会議」を通じて、複合的な課題を抱える人や世帯に対し、多様な支援者が関わりながら支援を行っているところである。

○阿部会長

これまで手がなかなか及ばなかった部分への取組を進めている状況についてご紹介いただき、感謝申し上げます。

○渡邊委員

本計画については、丁寧に積み上げて作成いただいたことに感謝申し上げます。その上で、「災害に備える地域づくり」について伺いたい。災害時に支援を必要とする方と日頃から関係している者の間で支援体制を構築する必要があるとされているが、障害のある方についても災害時要援護者の情報が地域や地区社会福祉協議会に共有されることとなっている。

一方で、障害のある方への支援については、障害の種類や特性、本人の状況によって必要な支援が異なるため、地域としてどのように関わり、災害時にどのような支援を行えばよいのかが課題となっている。名簿に登録されている方は地域での支援を希望しているものと思うが、地域側としては具体的にどのような支援を求められているのか分からない面もある。今後、地域に対する講習会や研修会なども含め、どのような取組を考えているのか伺いたい。

○阿部会長

具体的で個別的な方策についてのご質問であったが、事務局から現時点でお答えいただけることはあるか。

○社会課長

災害時要援護者制度については、制度の見直しにより、令和8年度から避難行動要支援者名簿と改め、一定の要件に該当する障害のある方等について、名簿に掲載し、本人の同意を得られた方の情報を地域へ提供する仕組みとなった。また、災害発生時に誰が支援し、どこへ避難するのか、避難経路をどうするのかといった内容を定める個別避難計画についても、市が主体となり、ハザードマップと重ねながら、優先度の高い方から順次作成を進めているところである。そのため、自助の仕組みについては、これまで以上に強化が図られるものと考えている。

一方で、実際の災害時には、身近な地域の方々による支援が重要であることから、これまで同様、名簿を活用した地域での支援体制づくりを進めていただきたいと考えている。

また、仙台市ではアドバイザーを地域に派遣し、それぞれの地域の実情に応じた支援体制づくりに関する助言等を行っている。なお、今回の名簿配付にあたっては、名簿の活用方法等を記載したリーフレットも併せて配付しているので、それらも参考にしながら地域での取組をご検討いただければと思う。

○阿部会長

事務局より、さまざまな取組を進めているとの説明をいただいた。今回ご説明いただいた内容について、概要をまとめた資料や、防災計画課等で作成している関連資料があれば、本部会にもご提供いただけると大変参考になると思う。資料をご確認いただいたうえで、必要に応じてご意見等をいただければと思う。よろしく願いたい。

○伊丹委員

個別避難計画の作成に当たり、本人の同意を得ることが強調されているが、同意が得られなかった方への対応をどのように考えているのか気になっている。災害時には、同意が得られなかった方であっても地域として放置することはできない。特に障害のある方は状況や必要な支援がさまざまであり、地域としても対応に不安がある。同意が得られない方に対しても、行政として継続的に働きかけを行いながら理解を得ていくことが必要ではないかと考えるが、その点について伺いたい。

○阿部会長

この点について、事務局でお答えできる範囲のことがあれば願いたい。前回は防災担当部署にもご出席いただいていたが、本日はご不在であるため、必要であれば持ち帰って確認いただき、次回ご説明いただく形でも構わないが、いかがか。

○社会課長

現時点でお答えできる範囲で説明申し上げる。

まず、地域に提供している名簿には、障害の程度などのセンシティブな情報が含まれていることから、情報提供に当たっては本人の同意が大前提となっている。

また、危機管理局においては、一度同意が得られなかった方についても、年1回のタイミングで同意確認を行うと聞いている。一方で、同意が得られない方への継続的な働きかけ、複数回にわたるアプロ

一斉をどのように行っていくのかという点については、現時点で詳細を把握していないため、持ち帰って危機管理局に確認したい。

○地域福祉部長

補足すると、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の取扱いについては、災害対策基本法に基づいて運用している。名簿には障害の状況等の個人情報、また、個別避難計画には避難支援者やどのような配慮が必要か等の機微な情報が含まれることから、平時において地域と情報を共有するためには、本人の同意が必要とされている。

一方で、災害時に生命や身体に危険が差し迫っている場合には、本人の同意がなくても、名簿情報等を地域の関係者と共有し、避難支援等に必要の限度で活用することが法令上認められている。そのため、同意が得られていない場合であっても、緊急時に支援が行われなければならないということではない。

○阿部会長

避難行動要支援者支援については、担当部署からご説明いただいた方が適切な内容もあると思うので、個別の制度運用や具体的な対応については、改めて担当部署に確認いただければと思う。法制度上の基本的な枠組みについては、先ほど地域福祉部長から補足いただいたとおりである。

一方で、ご質問の主旨は、制度上の取り扱いだけでなく、日頃から個別避難計画の作成や地域との関係づくりを進めておかなければ、実際の災害時に支援が機能しないのではないかとという趣旨であったと思う。そのあたりについては、事務局で持ち帰っていただきたい。個別の案件として受け止めた。

本日この場で発言できなかったことや、後ほどお気づきになった点等については、事務局から案内のあったとおり、机上に質問・意見提出用の様式も用意されているので、ご活用いただければと思う。本日は多数の貴重なご意見をいただき、感謝申し上げます。本日いただいたご意見については、今後の「せんだい支えあいのまち推進プラン 2027」の策定に当たり、参考としていただきたい。

また、本日いただいたご発言にもあったように、前回の分科会での意見が、今回の資料には見える形で反映されているものと感じている。事務局において、いただいた意見に対して誠実に取り組んでいただき感謝申し上げます。引き続き、本日いただいたご意見についても事務局で整理いただき、今後の検討に反映するとともに、次回の分科会においてその結果をご報告いただければと思う。

閉会に際して副会長からご挨拶をお願いしたい。阿部委員におかれては、生活困窮者自立支援をはじめ専門的な立場から関わっておられる分野もあることから、その点も含めて本日の議論全体についてご感想やコメントをいただき、閉会のご挨拶に代えさせていただければと思う。よろしくお願いいたします。

○阿部副会長

生活困窮者自立支援制度の対象となる方々は非常に多様な課題やニーズを抱えている。相談支援の現場では、断らない相談支援を基本として、個々の状況に応じた支援プランを作成し、制度のはざまに残されないよう支援を行っているところである。

その際に重要になるのは、支援の仕組みや資源同士の連携である。制度や支援機関が十分につながっていなければ、結果として制度のはざまに課題を抱えた方が取り残されてしまう。その意味で、本計画

の基本目標にある「誰もが互いに尊重し、つながりあいながら」という言葉は、人と人とのつながりだけでなく、資源や関係機関同士のつながりも含むものとして受け止めている。

また、「自分らしく安心して居られる」ということについても、二つの意味があると感じている。一つは、仙台市民に限らず、通勤・通学などで仙台に関わる人も含めて安心して過ごせることであり、もう一つは、こどもたちの意見にもあったような居場所の存在である。物理的な居場所が人と人とのつながりを生み出し、それが安心につながるという視点も重要ではないかと思う。

一方で、制度や既存の支援だけでは対応しきれない課題は今後も生じられると思われる。そのような場合には、新たな仕組みをつくっていく必要がある。NPO 法人や社会福祉法人などが主体となって取り組む場合もあるだろうし、それだけでは難しい場合には、地域や行政、さらには国に対して必要な制度改正等を働きかけていくソーシャルアクションも必要になるのではないかと考える。今後、人口減少が進む中で、仙台のまちづくりという観点からも、パッション（情熱）を持って計画の推進やモニタリングに取り組んでいくことが、我々に課せられた課題であると考えている。

また、生活困窮者自立支援の立場から申し上げますと、自立とは単に就労して経済的に自立することだけを意味するものではない。地域の中で孤立することなく、何らかのつながりを持ちながら生活していけることが、自立の大切な側面であると考えている。自立の反対は依存ではなく孤立であるという視点を持ちながら、この計画が推進されることを期待している。

今回の計画案については、全体として工夫されており、表現についても十分に配慮されていると感じた。一方で、社会福祉法や成年後見制度など、今後制度改正が見込まれる中での計画策定であり、事務局としても大変な作業であったと思う。今後、制度改正の動向も踏まえながら、さらに内容が充実した計画としてまとめられることを期待している。

○阿部会長

私事になるが、社会福祉を教える仕事に携わってきた中で、生活困窮者支援については阿部委員からさまざまなことを教えていただいた。その際、経済的自立だけではなく、日常生活自立、そして最後に社会生活自立があり、究極的には社会生活自立が重要であるというお話を伺ったことを思い出した。副会長から「パッション」という言葉もいただいたので、次回以降も委員の皆様には情熱を持って計画策定に取り組んでいただけることをお願いして、閉会としたい。

(5) 閉会